

随意契約理由書

工事名：阪南港海岸 貝塚地区 北境川水門機械設備改良工事（その3）

本工事は、北境川水門の老朽化に伴い、長寿命化計画に基づき扉体の更新を行うものである。本施設は高潮・津波時に閉鎖を行い、背後地の府民の生命・財産を守る重要な役割を担う防災施設であることから、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本件は、条件付一般競争入札により令和4年10月28日に入札公告を行い、同年12月5日に開札したところ、入札者が無く入札執行が取り止めとなった。

改めて、条件付一般競争入札により令和5年1月13日に再度入札公告を行い、同年2月16日に開札したところ、入札者が無く入札執行が取り止めとなった。

北境川水門の扉体は老朽化による不具合が報告されており、高潮・津波時に閉鎖できなければ背後地が浸水することから、府民の生命・財産を守るため早急な更新が必要である。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものである。